

農業経営者のみなさん

# 青色申告 を始めましょう

思っていたより、ずいぶん  
簡単だったね！



 e-Tax も  
便利だね！

青色申告は  
かんたん！

現金出納帳等を整備して、日々の取引を  
残高まで記帳・保存すれば、青色申告を行えます  
(簡易方式)

※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の**3月15日**までに  
所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

収入保険に  
加入できます

農業収入の減少を広く補償

加入申請時に青色申告の実績が**1年分**  
あれば加入できます

※ 平成31年分の青色申告の実績が揃えば、平成33年1月からの  
収入保険に加入できます。

メリットも  
たくさん！

**最高で65万円**の特別控除！

損失額の繰越しや繰戻しができる！

専従者の給与額を必要経費に算入できる！

農業経営基盤強化準備金制度が使える！

青色申告については、税務署、JA、農業会議、農業経営相談所などへお尋ねください。

収入保険については、最寄りの農業共済組合へお尋ねください。



青色申告についてはコチラから

青色申告

検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm>

収入保険の情報はコチラから

農業 収入保険

検索

[http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyochoken/syu\\_kyosai.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyochoken/syu_kyosai.html)